

内閣府

○総務省令第一号

文部科学省

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年三月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 野田 聖子

文部科学大臣 林 芳正

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等)

第九十一条の二 [略]

2 組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項を記載した死亡届書を組合に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一 組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)又は基礎年金番号

[二・三 略]

[3 略]

(被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等)

第九十一条の四 [略]

2 組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項を記載した死亡届書を組合に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一 組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

[二・三 略]

[3 略]

(組合員証等)

第九十三条 組合員の資格を取得した者(法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等(以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。))であつた者で短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつた者を含む。)は、次に掲げる事項を記載した組合員資格取得届書を所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、第一号に規定する個人番号については、組合が地方公共団体情報システム機構等から同号に規定する個人番号の提供を受けることができるときは、当該組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。

一 組合員の氏名、生年月日、性別、住所、個人番号及び基礎年金番号

(離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等)

第九十一条の二 [同上]

2 組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項を記載した死亡届書を組合に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一 組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

[二・三 同上]

[3 同上]

(被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等)

第九十一条の四 [同上]

2 組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項を記載した死亡届書を組合に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一 組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

[二・三 同上]

[3 同上]

(組合員証等)

第九十三条 組合員の資格を取得した者(法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等(以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。))であつた者で短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつた者を含む。)は、次に掲げる事項を記載した組合員資格取得届書を所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、第一号に規定する個人番号については、組合が地方公共団体情報システム機構等から同号に規定する個人番号の提供を受けることができるときは、当該組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。

一 組合員の氏名、生年月日、性別、住所、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)及び基礎年金番号

〔二〇四 略〕

〔2 略〕

(氏名)住所又は個人番号の変更の申告

第九十三条の二 組合員は、その氏名、住所又は個人番号に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する申告書を組合に提出しなければならない。

(高齡任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請)

第百条の三 厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者(第三号厚生年金被保険者に係るものに限る。次条から第百条の六までにおいて同じ。)の資格取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

一 申出者の氏名、生年月日及び住所

一の二 個人番号又は基礎年金番号

〔二・三 略〕

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 生年月日に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)による証明書又は戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本

二 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

〔三〇五 略〕

(高齡任意加入被保険者の資格喪失の申出)

第百条の四 厚生年金保険法附則第四条の三第四項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

一 被保険者の氏名、生年月日及び住所

一の二 個人番号又は基礎年金番号

〔二・三 略〕

(高齡任意加入被保険者の氏名変更の届出)

第百条の五 厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者は、その氏名を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を組合に提出しなければならない。

一 被保険者の個人番号又は基礎年金番号

〔二 略〕

(高齡任意加入被保険者の住所変更の届出)

第百条の六 厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を組合に提出しなければならない。

一 被保険者の個人番号又は基礎年金番号

〔二 略〕

(高齡任意加入被保険者の個人番号の変更の届出)

第百条の七 厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者は、その個人番号を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を組合に提出しなければならない。

〔二〇四 同上〕

〔2 同上〕

(氏名又は住所の変更の申告)

第九十三条の二 組合員は、その氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する申告書を組合に提出しなければならない。

(高齡任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請)

第百条の三 厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者(第三号厚生年金被保険者に係るものに限る。次条から第百条の六までにおいて同じ。)の資格取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

一 申出者の生年月日及び住所

〔新設〕

〔二・三 同上〕

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 生年月日に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)による証明書又は戸籍の抄本

二 年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

〔三〇五 同上〕

(高齡任意加入被保険者の資格喪失の申出)

第百条の四 厚生年金保険法附則第四条の三第四項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

一 被保険者の生年月日及び住所

〔新設〕

〔二・三 同上〕

(高齡任意加入被保険者の氏名変更の届出)

第百条の五 厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者は、その氏名を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を組合に提出しなければならない。

一 基礎年金番号

〔二 同上〕

(高齡任意加入被保険者の住所変更の届出)

第百条の六 厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を組合に提出しなければならない。

一 基礎年金番号

〔二 同上〕

〔新設〕

一 被保険者の氏名、生年月日及び住所

二 変更前及び変更後の個人番号

三 個人番号の変更年月日

(支払未済の給付)

第二百二条 法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（指定都市職員共済組合等）にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条、第二百一十一条第三項、第二百二十二条、第二百二十四条第二項、第五項及び第六項、第二百二十六条第二項、第二百二十八条から第四百四十五条まで、第四百四十七条から第五百三十三条まで、第五百五十五条、第五百五十六条、第五百五十九条第一項及び第三項、第六十条第二項並びに第六十一条第一項において同じ。）に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

二の二 死亡した者の組合員証の記号及び番号（当該給付が退職等年金給付である場合には、基礎年金番号）又は個人番号

〔三〇五 略〕

〔2・3 略〕

(第三者の行為による損害の届出)

第二百三条 給付事由が第三者の行為によつて生じた場合においては、給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した損害賠償申告書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

一の二 組合員証の記号及び番号（厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつては、基礎年金番号）又は個人番号

〔二〇四 略〕

(厚生年金保険給付の請求等)

第二百二条 この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付（組合（指定都市職員共済組合等）にあつては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第二百二十三条、第二百二十五条第三号及び第二百二十七条において同じ。）が支給するものに限る。以下この款において同じ。）又は厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金（組合が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三章第一節（第三十条第一項第三号ロ、第六号、第七号及び第十一号ロ、第二項第四号の三並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第三号から第五号まで、第三十六条、第四十一条第五項及び第六項並びに第四十二条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第二節（第四十四条第一項第九号ロ及び第四項、第四十八条の二、第五十二条、第五十七条第五項並びに第五十八条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第三節（第六十条第一項第三号ロ及び第十四号ロ、第三項第十一号並びに第五項、第六十条の二第二項第三号ロ、第六十九条、第七十条の二、第七十二条第一項第三号ロ、第七十四条第五項並びに第七十五条第三項第四号を除く。）及び第三節の二（第七十八条の十を除く。）並びに第三章の三（第七十八条の十八を除く。）に定めるところによるものとする。この場合に

(支払未済の給付)

第二百二条 法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（指定都市職員共済組合等）にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条、第二百一十一条第三項、第二百二十二条、第二百二十四条第二項、第五項及び第六項、第二百二十六条第二項、第二百二十八条から第四百四十五条まで、第四百四十七条から第五百三十三条まで、第五百五十五条、第五百五十六条、第五百五十九条第一項及び第三項、第六十条第二項並びに第六十一条第一項において同じ。）に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

〔三〇五 同上〕

〔2・3 同上〕

(第三者の行為による損害の届出)

第二百三条 給付事由が第三者の行為によつて生じた場合においては、給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した損害賠償申告書を組合に提出しなければならない。

〔一 同上〕

〔新設〕

〔二〇四 同上〕

(厚生年金保険給付の請求等)

第二百二条 この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付（組合（指定都市職員共済組合等）にあつては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第二百二十三条、第二百二十五条第三号及び第二百二十七条において同じ。）が支給するものに限る。以下この款において同じ。）又は厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金（組合が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三章第一節（第三十条第一項第三号ロ、第六号、第七号及び第十一号ロ、第二項第四号の三並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第三号から第五号まで、第三十六条、第四十一条第五項及び第六項並びに第四十二条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第二節（第四十四条第一項第九号ロ及び第四項、第四十八条の二、第五十二条、第五十七条第五項並びに第五十八条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第三節（第六十条第一項第三号ロ及び第十四号ロ、第三項第十一号並びに第五項、第六十条の二第二項第三号ロ、第六十九条、第七十条の二、第七十二条第一項第三号ロ、第七十四条第五項並びに第七十五条第三項第四号を除く。）及び第三節の二（第七十八条の十を除く。）並びに第三章の三（第七十八条の十八を除く。）に定めるところによるものとする。この場合に

において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第三号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、地方公務員等共済組合法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
第三十条第一項第八号	附則第九条の三第二項及び 第九条の四第三項 第十九条第三項、第二十条 第三項 第二十七条第十五項及び第 十六項	附則第九条の三 第十九条第三項、第二十条の二第三項
第三十七条第一項	〔略〕	〔略〕
受給権者（厚生労働大臣が 住民基本台帳法第三十条の 九の規定により機構保存本 人確認情報の提供を受ける ことができる者を除く。）	受給権者	受給権者

の規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第三号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、地方公務員等共済組合法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第三十条第一項第八号	附則第九条の三第二項及び 第九条の四第三項 第十九条第三項、第二十条 第三項 第二十七条第十五項及び第 十六項	附則第九条の三 第十九条第三項、第二十条の二第三項
第三十条第一項第八号 の二	規則第一条各号	規則第一条第一項各号
第三十七条第一項	〔同上〕	〔同上〕
十日以内に	速やかに	速やかに

[略]	第七十条第一項	第六十二条第一項及び第六十三条第一項	[略]	第五十七条第一項	[略]	第五十三条第一項	[略]
[略]	十日以内に 受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）	十日以内に	[略]	とする。 とする。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	[略]	十日以内に 受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）	十日以内に
[略]	速やかに	速やかに	[略]	[略]	[略]	速やかに	速やかに

[同上]	第六十二条第一項、第六十三条第一項及び第七十条第一項	第六十二条第一項、第六十三条第一項及び第七十条第一項	[同上]	第五十七条第一項	[同上]	第五十三条第一項	[同上]
[同上]	[同上]	十日以内に	[同上]	とする。	[同上]	十日以内に	[同上]
[同上]	[同上]	速やかに	[同上]	とする。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	[同上]	速やかに	[同上]

第七十四条第一項		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	とする。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

[2] 略  
(退職年金の決定の請求)

第二百二十八条 退職年金について、法第四十二条第一項の規定を受けようとする者(法第九十二条又は第九十三条に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

[二]十一 略

[2]4 略  
(整理退職の場合の一時金の決定の請求)

第二百二十九条 法第九十二条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

[二]六 略

[2]3 略  
(遺族に対する一時金の決定の請求)

第三十条 法第九十三条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び死亡した年月日

[三]五 略

[2]4 略  
(三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等)

第七十四条第一項		[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	とする。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

[2] 同上  
(退職年金の決定の請求)

第二百二十八条 退職年金について、法第四十二条第一項の規定を受けようとする者(法第九十二条又は第九十三条に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

[二]十一 同上

[2]4 同上  
(整理退職の場合の一時金の決定の請求)

第二百二十九条 法第九十二条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

[二]六 同上

[2]3 同上  
(遺族に対する一時金の決定の請求)

第三十条 法第九十三条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

[三]五 同上

[2]4 同上  
(三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等)



<p>第三百三十一条 法第七十九条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一 申出者の氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号</p> <p>〔一〕六 略</p> <p>〔2〕略</p> <p>3 法第七十九条第一項の申出をした者は、同項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>〔一〕略</p> <p>二 個人番号又は基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号</p> <p>〔三〕五 略</p> <p>(併給調整事由該当の届出等)</p> <p>第三百三十四条 退職年金の受給権者は、法第八十条第一項第一号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>〔一〕略</p> <p>一の二 個人番号又は基礎年金番号</p> <p>〔二〕四 略</p> <p>2 法第八十条第二項の規定により退職年金の支給の停止の解除を申請しようとする者(以下この項において「退職年金の停止解除申請者」という。)は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕略</p> <p>一の二 個人番号又は基礎年金番号</p> <p>〔二〕五 略</p> <p>〔3〕略</p> <p>(併給調整事由消滅の届出)</p> <p>第三百三十五条 退職年金の受給権者は、併給調整年金である公務障害年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕略</p> <p>一の二 個人番号又は基礎年金番号</p> <p>〔二〕四 略</p> <p>〔2〕略</p> <p>(受給権者の申出による支給停止に係る届出等)</p> <p>第三百三十六条 法第八十一条第一項に規定する申出をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一・二〕略</p> <p>二の二 個人番号又は基礎年金番号</p>	<p>第三百三十一条 法第七十九条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一 申出者の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号</p> <p>〔一〕六 同上</p> <p>〔2〕同上</p> <p>3 法第七十九条第一項の申出をした者は、同項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>〔一〕同上</p> <p>二 基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号</p> <p>〔三〕五 同上</p> <p>(併給調整事由該当の届出等)</p> <p>第三百三十四条 退職年金の受給権者は、法第八十条第一項第一号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>〔一〕同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二〕四 同上</p> <p>2 法第八十条第二項の規定により退職年金の支給の停止の解除を申請しようとする者(以下この項において「退職年金の停止解除申請者」という。)は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二〕五 同上</p> <p>〔3〕同上</p> <p>(併給調整事由消滅の届出)</p> <p>第三百三十五条 退職年金の受給権者は、併給調整年金である公務障害年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二〕四 同上</p> <p>〔2〕同上</p> <p>(受給権者の申出による支給停止に係る届出等)</p> <p>第三百三十六条 法第八十一条第一項に規定する申出をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一・二〕同上</p> <p>〔新設〕</p>
<p>第三百三十一条 法第七十九条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一 申出者の氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号</p> <p>〔一〕六 略</p> <p>〔2〕略</p> <p>3 法第七十九条第一項の申出をした者は、同項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>〔一〕略</p> <p>二 個人番号又は基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号</p> <p>〔三〕五 略</p> <p>(併給調整事由該当の届出等)</p> <p>第三百三十四条 退職年金の受給権者は、法第八十条第一項第一号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>〔一〕略</p> <p>一の二 個人番号又は基礎年金番号</p> <p>〔二〕四 略</p> <p>2 法第八十条第二項の規定により退職年金の支給の停止の解除を申請しようとする者(以下この項において「退職年金の停止解除申請者」という。)は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕略</p> <p>一の二 個人番号又は基礎年金番号</p> <p>〔二〕五 略</p> <p>〔3〕略</p> <p>(併給調整事由消滅の届出)</p> <p>第三百三十五条 退職年金の受給権者は、併給調整年金である公務障害年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕略</p> <p>一の二 個人番号又は基礎年金番号</p> <p>〔二〕四 略</p> <p>〔2〕略</p> <p>(受給権者の申出による支給停止に係る届出等)</p> <p>第三百三十六条 法第八十一条第一項に規定する申出をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一・二〕略</p> <p>二の二 個人番号又は基礎年金番号</p>	<p>第三百三十一条 法第七十九条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一 申出者の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号</p> <p>〔一〕六 同上</p> <p>〔2〕同上</p> <p>3 法第七十九条第一項の申出をした者は、同項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>〔一〕同上</p> <p>二 基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号</p> <p>〔三〕五 同上</p> <p>(併給調整事由該当の届出等)</p> <p>第三百三十四条 退職年金の受給権者は、法第八十条第一項第一号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>〔一〕同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二〕四 同上</p> <p>2 法第八十条第二項の規定により退職年金の支給の停止の解除を申請しようとする者(以下この項において「退職年金の停止解除申請者」という。)は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二〕五 同上</p> <p>〔3〕同上</p> <p>(併給調整事由消滅の届出)</p> <p>第三百三十五条 退職年金の受給権者は、併給調整年金である公務障害年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二〕四 同上</p> <p>〔2〕同上</p> <p>(受給権者の申出による支給停止に係る届出等)</p> <p>第三百三十六条 法第八十一条第一項に規定する申出をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一・二〕同上</p> <p>〔新設〕</p>

〔三・四 略〕

〔2 略〕

(受給権者の申出による支給停止の撤回等)

第三百七十七条 法第八十一条第二項の規定による申出の撤回をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

二の二 個人番号又は基礎年金番号

〔三・四 略〕

〔2 略〕

(公務障害年金の決定の請求)

第三百三十九条 公務障害年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔二〇十二 略〕

〔二〇四 略〕

(併給調整事由該当の届出等)

第四百四十条 公務障害年金の受給権者は、法第八十条第一項第二号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

い。

〔一 略〕

二の二 個人番号又は基礎年金番号

〔二〇四 略〕

2 法第八十条第二項の規定により公務障害年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

い。

〔一 略〕

二の二 個人番号又は基礎年金番号

〔二〇五 略〕

〔3 略〕

(併給調整事由消滅の届出)

第四百四十一条 公務障害年金の受給権者は、公務障害年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

い。

〔一 略〕

二の二 個人番号又は基礎年金番号

〔二〇四 略〕

〔2 略〕

(受給権者の申出による支給停止に係る届出等)

〔三・四 同上〕

〔2 同上〕

(受給権者の申出による支給停止の撤回等)

第三百三十七条 法第八十一条第二項の規定による申出の撤回をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

〔三・四 同上〕

〔2 同上〕

(公務障害年金の決定の請求)

第三百三十九条 公務障害年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

〔二〇十二 同上〕

〔二〇四 同上〕

(併給調整事由該当の届出等)

第四百四十条 公務障害年金の受給権者は、法第八十条第一項第二号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

い。

〔一 同上〕

〔新設〕

〔二〇四 同上〕

2 法第八十条第二項の規定により公務障害年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

い。

〔一 同上〕

〔新設〕

〔二〇五 同上〕

〔3 同上〕

(併給調整事由消滅の届出)

第四百四十一条 公務障害年金の受給権者は、公務障害年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

い。

〔一 同上〕

〔新設〕

〔二〇四 同上〕

〔2 同上〕

(受給権者の申出による支給停止に係る届出等)

第四百二十二条 法第八十一条第一項に規定する申出をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

〔二〕 個人番号又は基礎年金番号

〔三・四 略〕

〔2 略〕

〔受給権者の申出による支給停止の撤回等〕

第四百四十三条 法第八十一条第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

〔二〕 個人番号又は基礎年金番号

〔三・四 略〕

〔2 略〕

〔障害の程度が変わったときの改定の請求等〕

第四百四十四条 公務障害年金の受給権者は、法第九十九条第一項又は第二項の規定による当該公務障害年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

〔二〕 個人番号又は基礎年金番号

〔二〇四 略〕

〔2・3 略〕

〔障害等級に該当しなくなったときの届出〕

第四百四十五条 公務障害年金の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

〔二〕 個人番号又は基礎年金番号

〔二〇四 略〕

〔障害の状態等に関する届出〕

第四百四十六条 公務障害年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて組合が指定したものは、組合が指定する日（以下「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該公務障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

〔一 略〕

〔二〕 個人番号又は基礎年金番号

〔二・三 略〕

〔2〇4 略〕

〔公務遺族年金の決定の請求〕

第四百四十七条 公務遺族年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする

第四百二十二条 法第八十一条第一項に規定する申出をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

〔三・四 同上〕

〔2 同上〕

〔受給権者の申出による支給停止の撤回等〕

第四百四十三条 法第八十一条第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

〔三・四 同上〕

〔2 同上〕

〔障害の程度が変わったときの改定の請求等〕

第四百四十四条 公務障害年金の受給権者は、法第九十九条第一項又は第二項の規定による当該公務障害年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一 同上〕

〔新設〕

〔二〇四 同上〕

〔2・3 同上〕

〔障害等級に該当しなくなったときの届出〕

第四百四十五条 公務障害年金の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

〔一 同上〕

〔新設〕

〔二〇四 同上〕

〔障害の状態等に関する届出〕

第四百四十六条 公務障害年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて組合が指定したものは、組合が指定する日（以下「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該公務障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

〔一 同上〕

〔新設〕

〔二・三 同上〕

〔2〇4 同上〕

〔公務遺族年金の決定の請求〕

第四百四十七条 公務遺族年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする

<p>者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。</p> <p>一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係</p> <p>二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び死亡した年月日</p> <p>〔三〕十二 略</p> <p>〔二〕四 略</p> <p>(併給調整事由該当の届出等)</p> <p>第百四十八条 公務遺族年金の受給権者は、法第八十条第一項第三号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕略</p> <p>〔二〕 個人番号又は基礎年金番号</p> <p>〔二〕四 略</p> <p>2 法第八十条第二項の規定により公務遺族年金の支給の停止を申請しようとする者(以下この項において「公務遺族年金の停止解除申請者」という。)は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕略</p> <p>〔二〕 個人番号又は基礎年金番号</p> <p>〔二〕六 略</p> <p>〔三〕略</p> <p>(併給調整事由等消滅の届出)</p> <p>第百四十九条 公務遺族年金の受給権者は、公務遺族年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕略</p> <p>〔二〕 個人番号又は基礎年金番号</p> <p>〔二〕四 略</p> <p>2 法第百五条第一項から第三項までの規定により支給が停止されている公務遺族年金の受給権者は、その支給を停止される事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕略</p> <p>〔二〕 個人番号又は基礎年金番号</p> <p>〔二〕四 略</p> <p>〔三〕四 略</p> <p>(受給権者の申出による支給停止に係る届出等)</p> <p>第百五十条 法第八十一条第一項に規定する申出をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。</p>	<p>者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。</p> <p>一 請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係</p> <p>二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日</p> <p>〔三〕十二 同上</p> <p>〔二〕四 同上</p> <p>(併給調整事由該当の届出等)</p> <p>第百四十八条 公務遺族年金の受給権者は、法第八十条第一項第三号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕同上</p> <p>〔二〕同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二〕四 同上</p> <p>2 法第八十条第二項の規定により公務遺族年金の支給の停止を申請しようとする者(以下この項において「公務遺族年金の停止解除申請者」という。)は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二〕六 同上</p> <p>〔三〕同上</p> <p>(併給調整事由等消滅の届出)</p> <p>第百四十九条 公務遺族年金の受給権者は、公務遺族年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二〕四 同上</p> <p>2 法第百五条第一項から第三項までの規定により支給が停止されている公務遺族年金の受給権者は、その支給を停止される事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二〕四 同上</p> <p>〔三〕四 同上</p> <p>(受給権者の申出による支給停止に係る届出等)</p> <p>第百五十条 法第八十一条第一項に規定する申出をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。</p>
--	---

<p>〔一・二 略〕</p> <p>〔二の二 個人番号又は基礎年金番号〕</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>〔受給権者の申出による支給停止の撤回等〕</p> <p>第百五十一条 法第八十一条第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔二の二 個人番号又は基礎年金番号〕</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>〔所在不明による支給停止の申請〕</p> <p>第百五十二条 法第六十六条第一項の規定により所在不明である受給権者の公務遺族年金の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに申請者と組合員であつた者との身分関係</p> <p>〔二・五 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>〔出生の届出〕</p> <p>第百五十三条 公務遺族年金の受給権者は、法第二条第三項に規定する胎児であつた子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>〔一の二 個人番号又は基礎年金番号〕</p> <p>〔二・四 略〕</p> <p>〔二・五 略〕</p> <p>〔二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出〕</p> <p>第百五十三条の二 公務遺族年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認め組合が指定した者は、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該公務遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>〔一の二 個人番号又は基礎年金番号〕</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>〔二・四 略〕</p> <p>〔年金証書の亡失等〕</p> <p>第百五十六条 年金受給権者は、年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書に亡失の事実を明らかにする書類又はその損傷</p>	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔受給権者の申出による支給停止の撤回等〕</p> <p>第百五十一条 法第八十一条第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔所在不明による支給停止の申請〕</p> <p>第百五十二条 法第六十六条第一項の規定により所在不明である受給権者の公務遺族年金の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに申請者と組合員であつた者との身分関係</p> <p>〔二・五 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔出生の届出〕</p> <p>第百五十三条 公務遺族年金の受給権者は、法第二条第三項に規定する胎児であつた子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二・四 同上〕</p> <p>〔二・五 同上〕</p> <p>〔二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出〕</p> <p>第百五十三条の二 公務遺族年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認め組合が指定した者は、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該公務遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>〔二・四 同上〕</p> <p>〔年金証書の亡失等〕</p> <p>第百五十六条 年金受給権者は、年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書に亡失の事実を明らかにする書類又はその損傷</p>
<p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔受給権者の申出による支給停止の撤回等〕</p> <p>第百五十一条 法第八十一条第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔所在不明による支給停止の申請〕</p> <p>第百五十二条 法第六十六条第一項の規定により所在不明である受給権者の公務遺族年金の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに申請者と組合員であつた者との身分関係</p> <p>〔二・五 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔出生の届出〕</p> <p>第百五十三条 公務遺族年金の受給権者は、法第二条第三項に規定する胎児であつた子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二・四 同上〕</p> <p>〔二・五 同上〕</p> <p>〔二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出〕</p> <p>第百五十三条の二 公務遺族年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認め組合が指定した者は、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該公務遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>〔二・四 同上〕</p> <p>〔年金証書の亡失等〕</p> <p>第百五十六条 年金受給権者は、年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書に亡失の事実を明らかにする書類又はその損傷</p>	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔受給権者の申出による支給停止の撤回等〕</p> <p>第百五十一条 法第八十一条第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔所在不明による支給停止の申請〕</p> <p>第百五十二条 法第六十六条第一項の規定により所在不明である受給権者の公務遺族年金の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに申請者と組合員であつた者との身分関係</p> <p>〔二・五 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔出生の届出〕</p> <p>第百五十三条 公務遺族年金の受給権者は、法第二条第三項に規定する胎児であつた子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二・四 同上〕</p> <p>〔二・五 同上〕</p> <p>〔二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出〕</p> <p>第百五十三条の二 公務遺族年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認め組合が指定した者は、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該公務遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>〔二・四 同上〕</p> <p>〔年金証書の亡失等〕</p> <p>第百五十六条 年金受給権者は、年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書に亡失の事実を明らかにする書類又はその損傷</p>

した年金証書を添えて、組合に提出しなければならない。

〔一〕 略

〔二〕 個人番号又は基礎年金番号

〔二〕四 略

〔2・3 略

〔機構保存本人確認情報の提供を受けることができない受給権者等に係る届出〕

第百五十六条の三 組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）は、第百五十六条の二第一項の規定に基づく機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合又は前条の所在不明届出書の提出を受けた場合には、当該年金受給権者に対し、毎年、組合が定める日（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会が定める日。次項において同じ。）までに次に掲げる事項を記載し、かつ、当該受給権者の署名した届書（署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書）の提出を求めることができる。

〔一〕 略

〔二〕 個人番号又は基礎年金番号

〔二〕 略

〔2 略

〔年金受給権者の異動報告等〕

第百五十九条 年金受給権者は、氏名を改めたとき、転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第十九号）により住居表示が変更されたとき又は払渡金融機関を変更するときは、次に掲げる事項を記載した年金受給権者異動報告書を組合に提出しなければならない。ただし、転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、組合が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

〔一・二 略

三 年金の種類及び当該年金の年金証書の記号番号、個人番号又は基礎年金番号

〔四〕八 略

〔2〕4 略

〔年金受給権者の個人番号の変更の届出〕

第百五十九条の二 年金受給権者は、その個人番号を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を組合に提出しなければならない。

一 年金受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 変更前及び変更後の個人番号

三 個人番号の変更年月日

四 年金証書の記号番号

〔退職年金受給権者等の再就職届〕

第百六十条 老齢厚生年金若しくは障害厚生年金（組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会）が支給するものに限る。）又は退職年金若しくは公務障害年金の受給権者が、

した年金証書を添えて、組合に提出しなければならない。

〔一〕 同上

〔新設

〔二〕四 同上

〔2・3 同上

〔機構保存本人確認情報の提供を受けることができない受給権者等に係る届出〕

第百五十六条の三 組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）は、第百五十六条の二第一項の規定に基づく機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合又は前条の所在不明届出書の提出を受けた場合には、当該年金受給権者に対し、毎年、組合が定める日（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会が定める日。次項において同じ。）までに次に掲げる事項を記載し、かつ、当該受給権者の署名した届書（署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書）の提出を求めることができる。

〔一〕 同上

〔新設

〔二〕 同上

〔2 同上

〔年金受給権者の異動報告等〕

第百五十九条 年金受給権者は、氏名を改めたとき、転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第十九号）により住居表示が変更されたとき又は払渡金融機関を変更するときは、次に掲げる事項を記載した年金受給権者異動報告書を組合に提出しなければならない。ただし、転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、組合が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

〔一・二 同上

三 年金の種類及び当該年金の年金証書の記号番号又は基礎年金番号

〔四〕八 同上

〔2〕4 同上

〔新設

〔退職年金受給権者等の再就職届〕

第百六十条 老齢厚生年金若しくは障害厚生年金（組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会）が支給するものに限る。）又は退職年金若しくは公務障害年金の受給権者が、

再び組合員となつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金受給権者再就職届書に当該年金の年金証書を添えて、その者の属することとなつた組合を經由して、元の組合（指定都市職員共済組合等）にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次項において同じ。）に提出しなければならない。

〔一〕略

一の二 個人番号又は基礎年金番号

〔二〕六 略

〔2〕略

（年金受給権の消滅の届出）

第六十一条 年金受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（公務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより公務遺族年金が支給されることとなるとき又は法第九十六条第二項、第九十七条第一項第二号若しくは第三号、第九十七条第五号若しくは同条第二項第一号若しくは第三号に該当したときを除く。）は、その遺族、法第四十七条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金受給権消滅届書に年金証書を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、年金受給権者が死亡したとき、組合が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

〔一〕略

一の二 個人番号又は基礎年金番号

〔二〕四 略

〔2〕略

附則

（旧職域加算退職給付の決定の請求）

第十三条 旧職域加算退職給付（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。）について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（指定都市職員共済組合等）にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条から附則第十六条まで、附則第十七条第一項、附則第十八条から附則第二十条まで、附則第二十一条第一項、附則第二十二條から附則第二十九條まで、附則第三十条第一項、附則第三十一条第一項、附則第三十二条、附則第三十三条第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条第一項及び附則第三十七条において同じ。）に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔二〕六 略

〔2・3〕略

（旧職域加算障害給付の決定の請求）

再び組合員となつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金受給権者再就職届書に当該年金の年金証書を添えて、その者の属することとなつた組合を經由して、元の組合（指定都市職員共済組合等）にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次項において同じ。）に提出しなければならない。

〔一〕同上

〔二〕六 同上

〔2〕同上

（年金受給権の消滅の届出）

第六十一条 年金受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（公務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより公務遺族年金が支給されることとなるとき又は法第九十六条第二項、第九十七条第一項第二号若しくは第三号、第九十七条第五号若しくは同条第二項第一号若しくは第三号に該当したときを除く。）は、その遺族、法第四十七条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金受給権消滅届書に年金証書を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、年金受給権者が死亡したとき、組合が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

〔一〕同上

〔二〕四 同上

〔2〕同上

附則

（旧職域加算退職給付の決定の請求）

第十三条 旧職域加算退職給付（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。）について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（指定都市職員共済組合等）にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条から附則第十六条まで、附則第十七条第一項、附則第十八条から附則第二十条まで、附則第二十一条第一項、附則第二十二條から附則第二十九條まで、附則第三十条第一項、附則第三十一条第一項、附則第三十二条、附則第三十三条第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条第一項及び附則第三十七条において同じ。）に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

〔二〕六 同上

〔2・3〕同上

（旧職域加算障害給付の決定の請求）

第十四条 旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。）について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔一〇九 略〕

〔二・三 略〕

（障害の程度が変わったときの改定の請求等）

第十五条 旧職域加算障害給付の受給権者は、改正前地共済法第八十九条第一項若しくは第二項又は改正前地共済法第九十一条の規定による当該旧職域加算障害給付の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

〔二〕 個人番号又は基礎年金番号

〔二〇五 略〕

〔二・三 略〕

（障害等級に該当しなくなつたときの届出）

第十六条 旧職域加算障害給付の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

〔二〕 個人番号又は基礎年金番号

〔二〇四 略〕

（障害の状態等に関する届出）

第十七条 旧職域加算障害給付の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認められて組合が指定したものは、組合が指定した日（以下「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該旧職域加算障害給付の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

〔一 略〕

〔二〕 個人番号又は基礎年金番号

〔二・三 略〕

〔二〇五 略〕

（旧職域加算遺族給付の決定の請求）

第十八条 旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。）について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び死亡した年月日

〔三〇八 略〕

第十四条 旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。）について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

〔一〇九 同上〕

〔二・三 同上〕

（障害の程度が変わったときの改定の請求等）

第十五条 旧職域加算障害給付の受給権者は、改正前地共済法第八十九条第一項若しくは第二項又は改正前地共済法第九十一条の規定による当該旧職域加算障害給付の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一 同上〕

〔新設〕

〔二〇五 同上〕

〔二・三 同上〕

（障害等級に該当しなくなつたときの届出）

第十六条 旧職域加算障害給付の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

〔一 同上〕

〔新設〕

〔二〇四 同上〕

（障害の状態等に関する届出）

第十七条 旧職域加算障害給付の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認められて組合が指定したものは、組合が指定した日（以下「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該旧職域加算障害給付の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

〔一 同上〕

〔新設〕

〔二・三 同上〕

〔二〇五 同上〕

（旧職域加算遺族給付の決定の請求）

第十八条 旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。）について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

二 組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

〔三〇八 同上〕



〔2・3 略〕

(所在不明による支給停止の申請)

第十九条 平成二十七年経過措置政令第十一条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項の規定により所在不明である受給権者の旧職域加算遺族給付の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに申請者と組合員であつた者との身分関係

〔二〕五 略

〔2 略〕

(出生の届出)

第二十条 旧職域加算遺族給付の受給権者は、改正前地共済法第二条第三項に規定する胎児であつた子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

〔二〕 個人番号又は基礎年金番号

〔二〕四 略

〔2・3 略〕

(二級以上の障害の状態にある子等である旧職域加算遺族給付の受給権者等の届出)

第二十一条 旧職域加算遺族給付の受給権者であつて、その障害の程度についての診査が必要であると認めて組合が指定したものは、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該旧職域加算遺族給付の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

〔一 略〕

〔二〕 個人番号又は基礎年金番号

〔二〕三 略

〔2〕5 略

(支給停止の解除の申請)

第二十二条 改正前地共済法第七十六条第三項の規定により改正前地共済法による職域加算額の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

〔二〕 個人番号又は基礎年金番号

〔二〕七 略

〔2 略〕

3 改正前地共済法第七十六条第六項の規定又はこれに相当する他の法令の規定により第一項の規定による申請を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。

〔2・3 同上〕

(所在不明による支給停止の申請)

第十九条 平成二十七年経過措置政令第十一条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項の規定により所在不明である受給権者の旧職域加算遺族給付の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに申請者と組合員であつた者との身分関係

〔二〕五 同上

〔2 同上〕

(出生の届出)

第二十条 旧職域加算遺族給付の受給権者は、改正前地共済法第二条第三項に規定する胎児であつた子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

〔一 同上〕

〔新設〕

〔二〕四 同上

〔2・3 同上〕

(二級以上の障害の状態にある子等である旧職域加算遺族給付の受給権者等の届出)

第二十一条 旧職域加算遺族給付の受給権者であつて、その障害の程度についての診査が必要であると認めて組合が指定したものは、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該旧職域加算遺族給付の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

〔一 同上〕

〔新設〕

〔二〕三 同上

〔2〕5 同上

(支給停止の解除の申請)

第二十二条 改正前地共済法第七十六条第三項の規定により改正前地共済法による職域加算額の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

〔一 同上〕

〔新設〕

〔二〕七 同上

〔2 同上〕

3 改正前地共済法第七十六条第六項の規定又はこれに相当する他の法令の規定により第一項の規定による申請を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

一の二 個人番号又は基礎年金番号

〔二・三 略〕

(申出による支給停止に係る届出等)

第二十三条 改正前地共済法第七十六条の二第一項の規定による申出をしようとする改正前地共済法による職域加算額の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

一の二 個人番号又は基礎年金番号

〔三・四 略〕

(申出による支給停止の撤回等)

第二十四条 改正前地共済法第七十六条の二第三項の規定による申出の撤回をしようとする改正前地共済法による職域加算額の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

一の二 個人番号又は基礎年金番号

〔三・四 略〕

(改正前地共済法による職域加算額に係る支払未済の給付)

第二十五条 改正前地共済法第四十七条第一項の規定により改正前地共済法による職域加算額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

二 受給権者の氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

〔三〇七 略〕

〔2・3 略〕

(改正前地共済法による年金である給付の届出等)

第二十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令(平成二十七年内閣府・総務省・文部科学省令第二号)による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程(以下「改正前施行規程」という。)第百一条、第百一条の三、第四章第三節(第百二十一条、第百二十一条の三から第百二十三条まで、第百二十八条、第百二十八条の四から第百二十九条まで、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条第一項及び第二項、第百三十七条、第百三十九条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十五条第二項、第百六十条の二から第百六十条の四まで並びに第百六十二条の二から第百六十二条の十一までを除く。)及び第百六十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前施行規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔一 同上〕

〔新設〕

〔二・三 同上〕

(申出による支給停止に係る届出等)

第二十三条 改正前地共済法第七十六条の二第一項の規定による申出をしようとする改正前地共済法による職域加算額の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

〔三・四 同上〕

(申出による支給停止の撤回等)

第二十四条 改正前地共済法第七十六条の二第三項の規定による申出の撤回をしようとする改正前地共済法による職域加算額の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

〔三・四 同上〕

(改正前地共済法による職域加算額に係る支払未済の給付)

第二十五条 改正前地共済法第四十七条第一項の規定により改正前地共済法による職域加算額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一 同上〕

二 受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

〔三〇七 同上〕

〔2・3 同上〕

(改正前地共済法による年金である給付の届出等)

第二十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令(平成二十七年内閣府・総務省・文部科学省令第二号)による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程(以下「改正前施行規程」という。)第百一条、第百一条の三、第四章第三節(第百二十一条、第百二十一条の三から第百二十三条まで、第百二十八条、第百二十八条の四から第百二十九条まで、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条第一項及び第二項、第百三十七条、第百三十九条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十五条第二項、第百六十条の二から第百六十条の四まで並びに第百六十二条の二から第百六十二条の十一までを除く。)及び第百六十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前施行規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。



十三条の三第二項第五号	する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十条の六に規定する年金である給付	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第二百一十四条第一号	一 受給権者の氏名及び生年月日	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第二百一十五条	知事等から本人確認情報 地方公共団体情報システム機構 保存本人確認情報	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第二百一十五条第一号	一 受給権者の氏名及び生年月日	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第二百一十六条第一項	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十条の六に規定する年金である給付	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十条の六に規定する年金である給付	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十条の六に規定する年金である給付
改正前施行規程第二百一十六条第一項及び第二項第一号	一 受給権者の氏名及び生年月日	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第二百一十七条	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十条の六に規定する年金である給付	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十条の六に規定する年金である給付	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十条の六に規定する年金である給付
改正前施行規程第二百一十七條第一号及び第二号	一 受給権者の氏名及び生年月日	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号
第二百一十七條の二第一項第五号	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十条の六に規定する年金である給付	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十条の六に規定する年金である給付	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十条の六に規定する年金である給付

十三条の三第二項第五号	する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十条の六に規定する年金である給付	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第二百一十五条	知事等から本人確認情報 地方公共団体情報システム機構 保存本人確認情報	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第二百一十六條第一項、第二百一十七條及び第二百一十七條の二第一項第五号	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十条の六に規定する年金である給付	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十条の六に規定する年金である給付	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十条の六に規定する年金である給付







改正前施行規程第百五十六條の二の二	市町村職員共済組合及び都 市職員共済組合	指定都市職員共済組合等	改正前施行規程第百五十六條の二の二	市町村職員共済組合及び都 市職員共済組合	指定都市職員共済組合等	改正前施行規程第百五十六條の三第一項	市町村職員共済組合及び都 市職員共済組合	指定都市職員共済組合等	改正前施行規程第百五十六條の三第一項	本人確認情報	機構保存本人確認情報	改正前施行規程第百五十六條の三第一項第一号	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号	改正前施行規程第百五十七條第一項	市町村職員共済組合及び都 市職員共済組合	指定都市職員共済組合等	改正前施行規程第百五十七條第一項	市町村職員共済組合及び都 市職員共済組合	指定都市職員共済組合等	改正前施行規程第百五十七條第一項	並びに当該年金の年金証書の記号及び番号（当該年金についてその決定を請求している場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した日）並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号	改正前施行規程第百五十七條第一項	年金証書の記号及び番号	年金証書の記号及び番号又は個人番号若しくは基礎年金番号	改正前施行規程第百五十九條第一項第三号	年金証書の記号及び番号	年金証書の記号及び番号又は個人番号若しくは基礎年金番号
-------------------	-------------------------	-------------	-------------------	-------------------------	-------------	--------------------	-------------------------	-------------	--------------------	--------	------------	-----------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	------------------	-------------------------	-------------	------------------	-------------------------	-------------	------------------	--	------------------	-------------	-----------------------------	---------------------	-------------	-----------------------------

改正前施行規程第百五十六條の二の二	市町村職員共済組合及び都 市職員共済組合	指定都市職員共済組合等	改正前施行規程第百五十六條の三第一項	市町村職員共済組合及び都 市職員共済組合	指定都市職員共済組合等	改正前施行規程第百五十六條の三第一項	市町村職員共済組合及び都 市職員共済組合	指定都市職員共済組合等	改正前施行規程第百五十六條の三第一項	本人確認情報	機構保存本人確認情報	改正前施行規程第百五十六條の三第一項第一号	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号	改正前施行規程第百五十七條第一項	市町村職員共済組合及び都 市職員共済組合	指定都市職員共済組合等	改正前施行規程第百五十七條第一項	市町村職員共済組合及び都 市職員共済組合	指定都市職員共済組合等	改正前施行規程第百五十七條第一項	並びに当該年金の年金証書の記号及び番号（当該年金についてその決定を請求している場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した日）並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号	改正前施行規程第百五十七條第一項	年金証書の記号及び番号	年金証書の記号及び番号又は個人番号若しくは基礎年金番号	改正前施行規程第百五十九條第一項第三号	年金証書の記号及び番号	年金証書の記号及び番号又は個人番号若しくは基礎年金番号
-------------------	-------------------------	-------------	--------------------	-------------------------	-------------	--------------------	-------------------------	-------------	--------------------	--------	------------	-----------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	------------------	-------------------------	-------------	------------------	-------------------------	-------------	------------------	--	------------------	-------------	-----------------------------	---------------------	-------------	-----------------------------



改正前施行規程第百六十条第一項	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合	指定都市職員共済組合等
改正前施行規程第百六十条第一項第一号	一 受給権者の氏名及び生年月日 年月日	一 受給権者の氏名及び生年月日 一の二 個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第百六十条第五項	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合	指定都市職員共済組合等
改正前施行規程第百六十条第十一号	、第三百三十七条の規定の適用を受けることとなるとき及び 遺族共済年金	及び 遺族厚生年金
改正前施行規程第百六十条第一号	知事等から本人確認情報 は戸籍法	若しくは戸籍法
改正前施行規程第百六十条第一号	一 受給権者の氏名及び生年月日 年月日	一 受給権者の氏名及び生年月日 一の二 個人番号又は基礎年金番号
[略]	[略]	[略]

(支払未済の給付)

第二十八条 改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十七条第一項の規定により年金である給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一 略〕

二 受給権者の氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

〔三 略〕

改正前施行規程第百六十条第一項及び第五項	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合	指定都市職員共済組合等
改正前施行規程第百六十条第十一号	、第三百三十七条の規定の適用を受けることとなるとき及び 遺族共済年金	及び 遺族厚生年金
改正前施行規程第百六十条第一号	知事等から本人確認情報 は戸籍法	若しくは戸籍法
改正前施行規程第百六十条第一号	一 受給権者の氏名及び生年月日 年月日	一 受給権者の氏名及び生年月日 一の二 個人番号又は基礎年金番号
[同上]	[同上]	[同上]

(支払未済の給付)

第二十八条 改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十七条第一項の規定により年金である給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一 同上〕

二 受給権者の氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

〔三 同上〕

〔2・3 略〕

(個人番号の変更の届出)

第二十八条の二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付の受給権者は、その個人番号を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を組合に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 変更前及び変更後の個人番号

三 個人番号の変更年月日

四 受給権者の年金証書の記号番号

(厚生年金保険の被保険者である退職共済年金の受給権者に係る改定の請求)

第二十九条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち退職共済年金の受給権者が、改正前地共済法附則第二十四条の二第六項若しくは第七項又は平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により当該退職共済年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔二〕四 略

〔2 略〕

(国会議員等となつたときの支給停止の届出)

第三十条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち退職共済年金及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付(退職を給付事由とするものに限る。)(以下第三十二条までにおいて「改正前地共済法による退職共済年金等」という。)の受給権者は、厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する国会議員又は地方公共団体の議会の議員(以下「国会議員等」という。)となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、組合が当該受給権者に係る第三号から第五号までに掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔二〕五 略

〔2・3 略〕

(総報酬月額相当額を算定する場合に必要な事項の異動の届出)

第三十一条 国会議員等である改正前地共済法による退職共済年金等の受給権者は、前条第一項第四号に掲げる事項に異動があつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、組合が当該受給権者に係る第三号及び第四号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔二〕五 略

〔2・3 同上〕

〔新設〕

(厚生年金保険の被保険者である退職共済年金の受給権者に係る改定の請求)

第二十九条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち退職共済年金の受給権者が、改正前地共済法附則第二十四条の二第六項若しくは第七項又は平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により当該退職共済年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

〔二〕四 同上

〔2 同上〕

(国会議員等となつたときの支給停止の届出)

第三十条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち退職共済年金及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付(退職を給付事由とするものに限る。)(以下第三十二条までにおいて「改正前地共済法による退職共済年金等」という。)の受給権者は、厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する国会議員又は地方公共団体の議会の議員(以下「国会議員等」という。)となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、組合が当該受給権者に係る第三号から第五号までに掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

〔二〕五 同上

〔2・3 同上〕

(総報酬月額相当額を算定する場合に必要な事項の異動の届出)

第三十一条 国会議員等である改正前地共済法による退職共済年金等の受給権者は、前条第一項第四号に掲げる事項に異動があつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、組合が当該受給権者に係る第三号及び第四号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

〔二〕五 同上

〔2 略〕

(国会議員等でなくなったことの届出)

第三十二条 国会議員等である改正前地共済法による退職共済年金等の受給権者は、国会議員等でなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、組合が当該受給権者に係る第三号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔一・三 略〕

(障害の状態等に関する届出)

第三十三条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち障害共済年金及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付(障害を給付事由とするものに限る。)(以下この条において「改正前地共済法による障害共済年金等」という。)の受給権者であつて、その障害についての程度の診査が必要であると認めて組合が指定したものは、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該改正前地共済法による障害共済年金等の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

〔一 略〕

〔一の二〕個人番号又は基礎年金番号

〔一・三 略〕

〔2・3 略〕

(所在不明による改正前地共済法による遺族共済年金等の支給停止の申請)

第三十四条 平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定により所在不明である受給権者の平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち遺族共済年金及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付(死亡を給付事由とするものに限る。)(以下この条及び次条において「改正前地共済法による遺族共済年金等」という。)の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに申請者と組合員であつた者との身分関係

〔一・四 略〕

〔2 略〕

(六十歳未満の障害等級の二級以上の障害の状態にある夫等である改正前地共済法による遺族共済年金等の受給権者等の届出)

第三十五条 六十歳未満の障害等級の一級若しくは二級の障害の状態にある夫、父母若しくは祖父母である改正前地共済法による遺族共済年金等の受給権者又は障害等級の一級若しくは二級の障害の状態にある子若しくは孫である受給権者であつて、その障害についての程度の診査が

〔2 同上〕

(国会議員等でなくなったことの届出)

第三十二条 国会議員等である改正前地共済法による退職共済年金等の受給権者は、国会議員等でなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、組合が当該受給権者に係る第三号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔一・三 同上〕

(障害の状態等に関する届出)

第三十三条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち障害共済年金及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付(障害を給付事由とするものに限る。)(以下この条において「改正前地共済法による障害共済年金等」という。)の受給権者であつて、その障害についての程度の診査が必要であると認めて組合が指定したものは、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該改正前地共済法による障害共済年金等の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

〔一 同上〕

〔新設〕

〔一・三 同上〕

〔2・3 同上〕

(所在不明による改正前地共済法による遺族共済年金等の支給停止の申請)

第三十四条 平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定により所在不明である受給権者の平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち遺族共済年金及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付(死亡を給付事由とするものに限る。)(以下この条及び次条において「改正前地共済法による遺族共済年金等」という。)の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに申請者と組合員であつた者との身分関係

〔一・四 同上〕

〔2 同上〕

(六十歳未満の障害等級の二級以上の障害の状態にある夫等である改正前地共済法による遺族共済年金等の受給権者等の届出)

第三十五条 六十歳未満の障害等級の一級若しくは二級の障害の状態にある夫、父母若しくは祖父母である改正前地共済法による遺族共済年金等の受給権者又は障害等級の一級若しくは二級の障害の状態にある子若しくは孫である受給権者であつて、その障害についての程度の診査が

<p>必要であると認めて組合が指定したものは、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該改正前地共済法による遺族共済年金等の全額につき、支給が停止されているときは、この限りではない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>一の二 個人番号又は基礎年金番号</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>必要であると認めて組合が指定したものは、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該改正前地共済法による遺族共済年金等の全額につき、支給が停止されているときは、この限りではない。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

この命令は、平成三十年三月五日から施行する。